

第 3 回鴨川市観光振興検討委員会

日時：令和 7 年 5 月 27 日（火曜日）

午前 10 時から

場所：鴨川市役所 4 階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 第 2 回会議の開催結果
- 4 議事
 - (1) 観光振興の方向性について
 - (2) 宿泊税制度について
 - (3) その他
- 5 閉会

【配布資料】

- ・ 次第 配付資料一覧
- ・ 鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について
- ・ 委員名簿 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料 1 「第 2 回鴨川市観光振興検討委員会開催結果」
- ・ 資料 2 「今後の観光振興の方向性について」
- ・ 資料 3 「宿泊税制度について」

鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について

令和 7 年 5 月 27 日

鴨川市観光検討委員会（以下「会議」という。）の運営方法については、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所等については、事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に各委員に通知する。

なお、会議の開催スケジュールは、次のとおり予定する。

・開催スケジュール（予定）

令和 6 年度	
12月25日	第 1 回
1 月29日	第 2 回
令和 7 年度	
5 月27日	第 3 回
7 月以降 1 ～ 2 回程度	

2 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

(1) 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・ 法令等に特別の定めがある場合
 - ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・ 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記「傍聴要領」のとおりとする。

(2) 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・ 議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員2名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、(1)①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

4 その他

上記に定めるもののほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

傍 聴 要 領

鴨川市観光振興検討委員会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍	聴	証
第	号	
鴨川市観光振興検討委員会		

○鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光 振興施策及びそのための財源 の在り方について調査審議を 行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人及び これら以 外の委員	7 人 以内	(1) 観光業の関係 者 (2) 宿泊業の関係 者 (3) 経済団体の関 係者 (4) 関係行政機関 の職員 (5) 識見を有する 者	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

○鴨川市情報公開条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 6 号

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

平成 17 年 7 月 4 日

1 趣旨

本市における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもののほか、市政に対する市民の意見の反映や、専門知識の導入等を目的として設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関等の新たな設置、附属機関等の見直し、委員の選任、委員の公募、そして会議の公開について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関等の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとするものである。

4 附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 附属機関等の新たな設置

附属機関等の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関等の見直し

既に設置されている附属機関等については、旧鴨川市と旧天津小湊町との合併の際、その必要性を十分検討した上で設置されているものであるが、将来において次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。なお、今後新たに設置した附属機関等についても同様とする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関等については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員数は、原則として 10 名以内とする。ただし、特に法令に定めがある場合は、この限りでない。
- ② 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映するため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関等における割合が 30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 一の附属機関等における市議会議員の委員数は、議員から選出されるもの及びあて職によるものの如何にかかわらず、原則として 3 名以内とする。
- ⑤ 市職員（特別職を含む。）は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関等の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して 10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として 3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関等のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

また、公募により選任する委員の数は、特に定めのある場合を除くほか、附属機関等の委員定数の 2 割以上となるよう努めるものとする。

なお、委員の公募は附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関等の委員の公募に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関等の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関等の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成 17 年 7 月 4 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針(平成 17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。)に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「附属機関等」とは、指針において規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第 4 条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第 5 条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配付するものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 附属機関等を所管する課等(以下「所管課」という。)の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前までに会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ(別記様式)を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

- 3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

- 3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

鴨川市観光振興検討委員会 委員名簿

委員

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
岡田 晃	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
佐々木 久之	市長
川崎 正博	建設経済部長
矢代 忠恭	建設経済部 商工観光課 課長
刈込 豊	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 主事

鴨川市観光振興検討委員会 出席者名簿

委員

(順不同、敬称略)

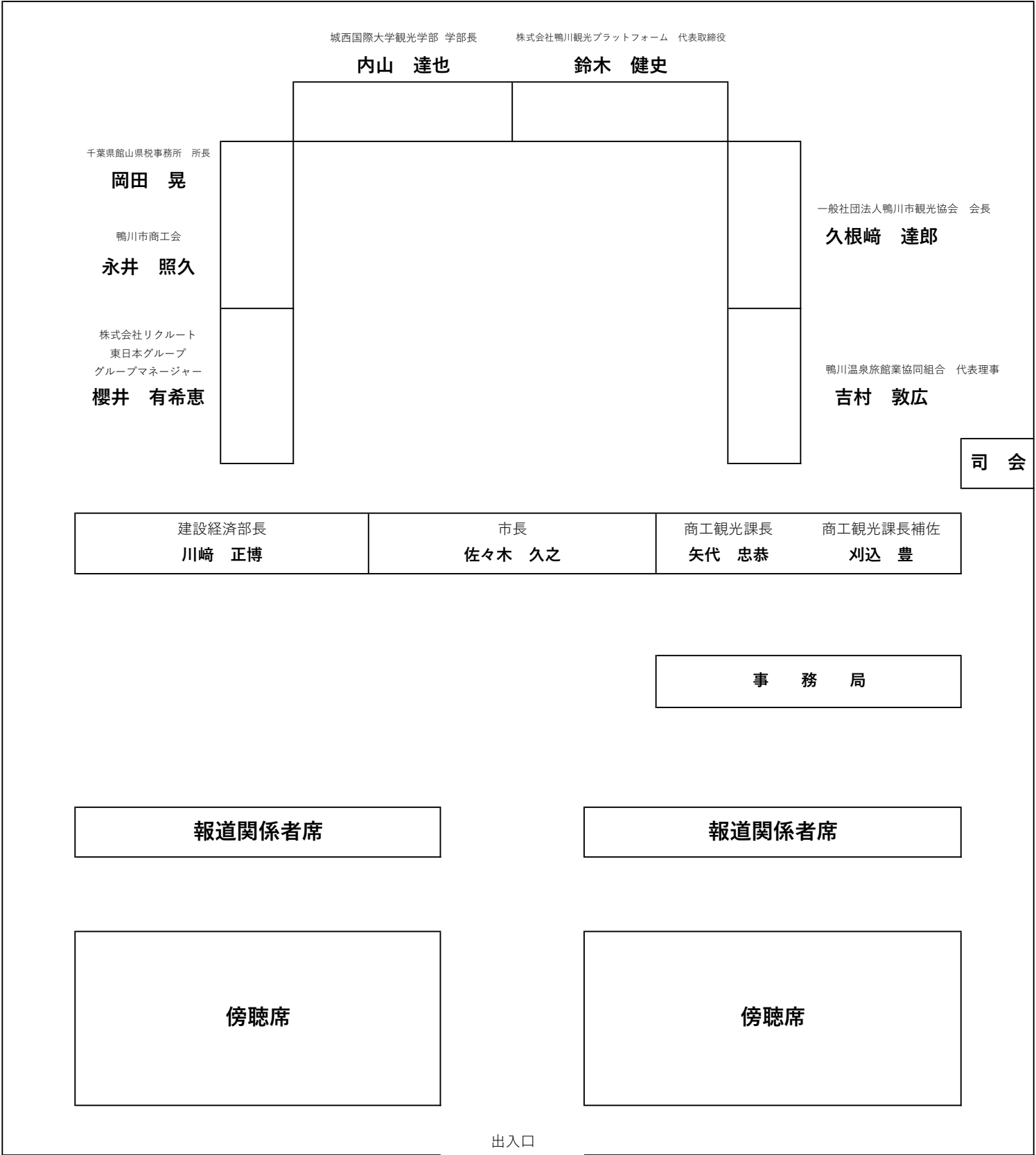
氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
岡田 晃	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
佐々木 久之	市長
川崎 正博	建設経済部長
矢代 忠恭	建設経済部 商工観光課 課長
刈込 豊	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 主事

第3回 鴨川市観光振興検討委員会 席次表

日時：令和 7 年 5 月 27 日（火）
午前10時から
場所：鴨川市役所本庁舎 4 階大会議室



第2回 鴨川市観光振興検討委員会 開催結果

1 報告事項

(1) 第1回の会議開催結果

(2) 千葉県宿泊税制度の概要について

千葉県から宿泊税による「市町村・DMOへの支援」の内容が示されたため、その内容について報告。

- ・ 支援は交付金とし、宿泊客数と旅行者数に応じた配分とする
- ・ 令和4年の実績に基づき試算すると、鴨川市の配分は46,296千円

2 議事要旨

(1) 新たな観光振興施策について

・ 千葉県宿泊税による支援が交付金となったことは、鴨川市にとってよかったと思う。

・ 鴨川市が目指す観光全体のビジョンが見えない。

・ 現在、鴨川市の観光事業は、一般財源と入湯税を充当している。今後は千葉県宿泊税からの支援を踏まえて使途を整理し、不足する部分について市の宿泊税を議論していくべきである。

・ 事業者、県、市の役割を明確にするべきである。

・ 鴨川の近未来の観光ビジョンを策定し、それに向かって一般財源、入湯税、宿泊税をどのように使っていくかを話し合うべきである。

・ 鴨川市の観光ビジョンは、10年前に前原海岸を中心としたまちづくりをしていこうと決めているはずであるが、まだ半分もできていない。

シーサイドベースができただけで止まっている状況なので、原点に戻っ

て鴨川市のビジョンをもう一度細部にわたって作り上げて前進していくことがいいのではないかと考える。

- ・DMO、観光協会、温泉旅館組合の事業の棲み分け、協力体制を整えるべきである。

- ・DMO職員、鴨川市観光課の職員、観光協会の職員を確保し、スピード感をもった事業を展開していくべきである。

- ・ビジョンを策定するためには、事前に分析・調査するという考え方もある。

- ・計画を策定し、目標を作るだけでなく実行していただきたい。

- ・ビッグデータ等で調査分析したデータは開示いただき、事業者が商品開発等に役立てることのできるスキームをお願いしたい。

- ・ハード面の観光インフラ整備は市をお願いしたい。

- ・市外へのプロモーションだけでなく、市内向けにも観光情報の発信をしていただきたい。

- ・必要なコストはかけ、集中投資が必要。その効果測定を行うことが原則である。

- ・道の駅の閉館時間が早いので、繁忙期だけでも営業時間を延長するなど工夫が必要であると感じる。

(2) 観光振興財源の確保策

- ・お金の使い方が適当なのかどうか見直しをするべきである。

財政が厳しい行政は、小さな政府であるべきであり、民間が投資しやすい環境を作ることが行政の仕事であると考ええる。

例えば、市の条件を満たすことで固定資産免除、賃貸無償などの施策を実施し、民間の力を借りながら最大限の効果を出すことが必要。

- ・この会議を進めるにあたり、海辺のまちづくりの会議と同じように計画を立てて進まないということにならないか心配である。

財源を充てなければ大きなこともできないが、目指すべきものがなければ会議のための会議を繰り返すことになってしまう。それでは事業者は納得しない。

- ・事業規模に応じて税額を決定すべき。

- ・宿泊税を課す場合、しっかりと観光振興に取り組むことで一般財源も拡充し、まちが活性化するという絵が描けると期待を持っていただけると考える。

- ・宿泊税を実際に負担するのは宿泊者なので、宿泊者が直接恩恵を受けられると実感できる施策を優先的に行うべき。

- ・宿泊税の検討に当たっては安房4市町で足並みを揃えていただきたい。

- ・観光振興の安定財源確保を目的として宿泊税と入湯税を比較したときに、広く対象を取れる宿泊税のほうが望ましい。

市のデメリットである徴税コストは、県が一括で徴収することを検討しているので、実現すればデメリットは抑えることができる。

- ・旅館、ホテルの事業者から「宿泊税を検討する前に、入湯税がどのように使われているか明確にしてほしい。宿泊税の議論はその後である。」との意見がある。入湯税の用途を明確にしてから宿泊税の検討をするべきである。

(3) 総括

具体的な取組を進めていくことが本会議の大きな目的である。

今後の観光振興を進めていくためには、安定的な財源を確保していくことが重要であり、その財源として宿泊税を具体的に検討していく方向性とする。

今後の観光振興の方向性について

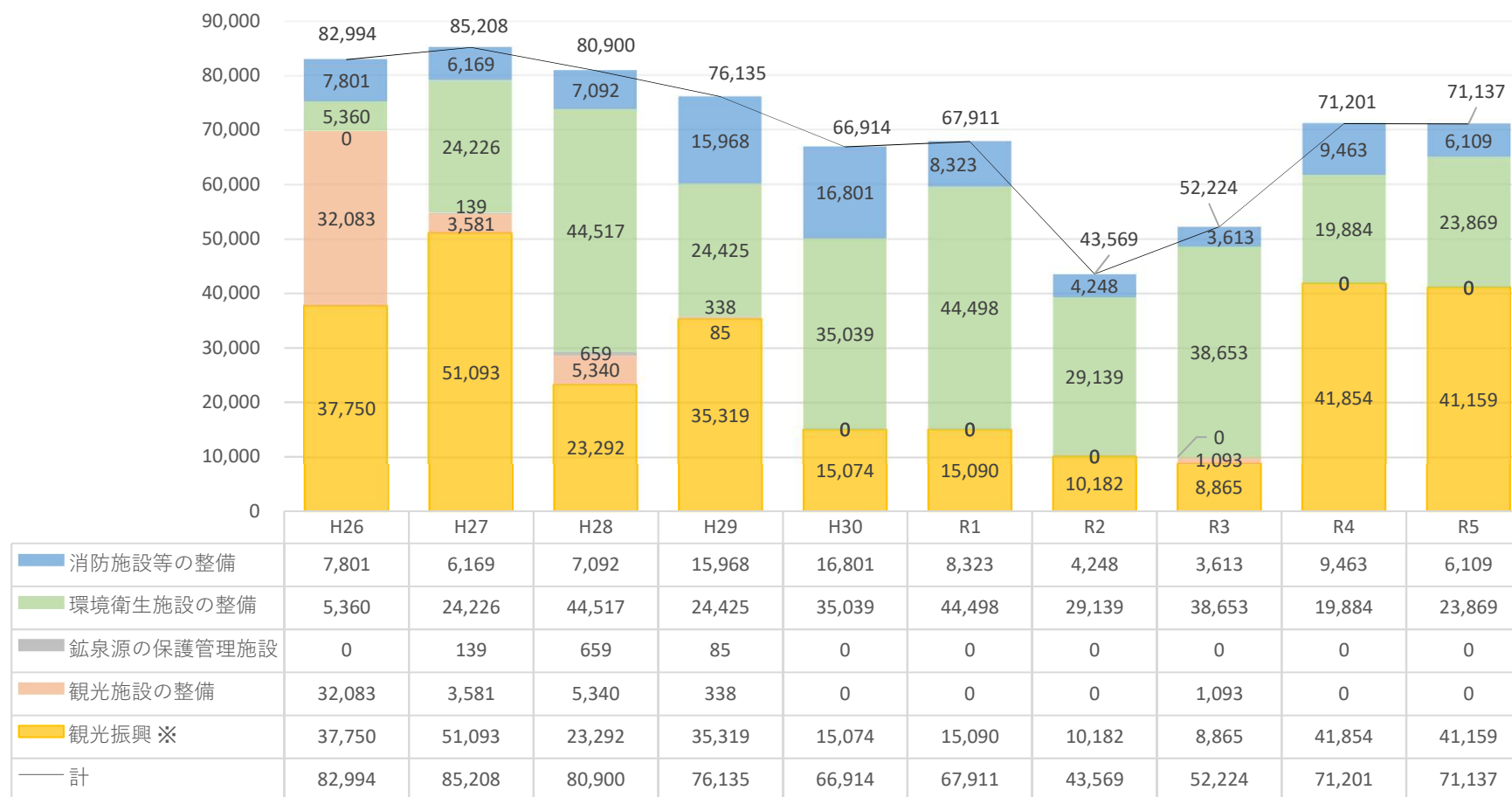
鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和 7 年 5 月 2 7 日

入湯税の使途について

「鴨川市歳入歳出決算書」から引用

単位：千円

(1) 過去10年間の入湯税の使途



■ 観光振興※
 ■ 観光施設の整備
 ■ 鉱泉源の保護管理施設
 ■ 環境衛生施設の整備
 ■ 消防施設等の整備
 — 計

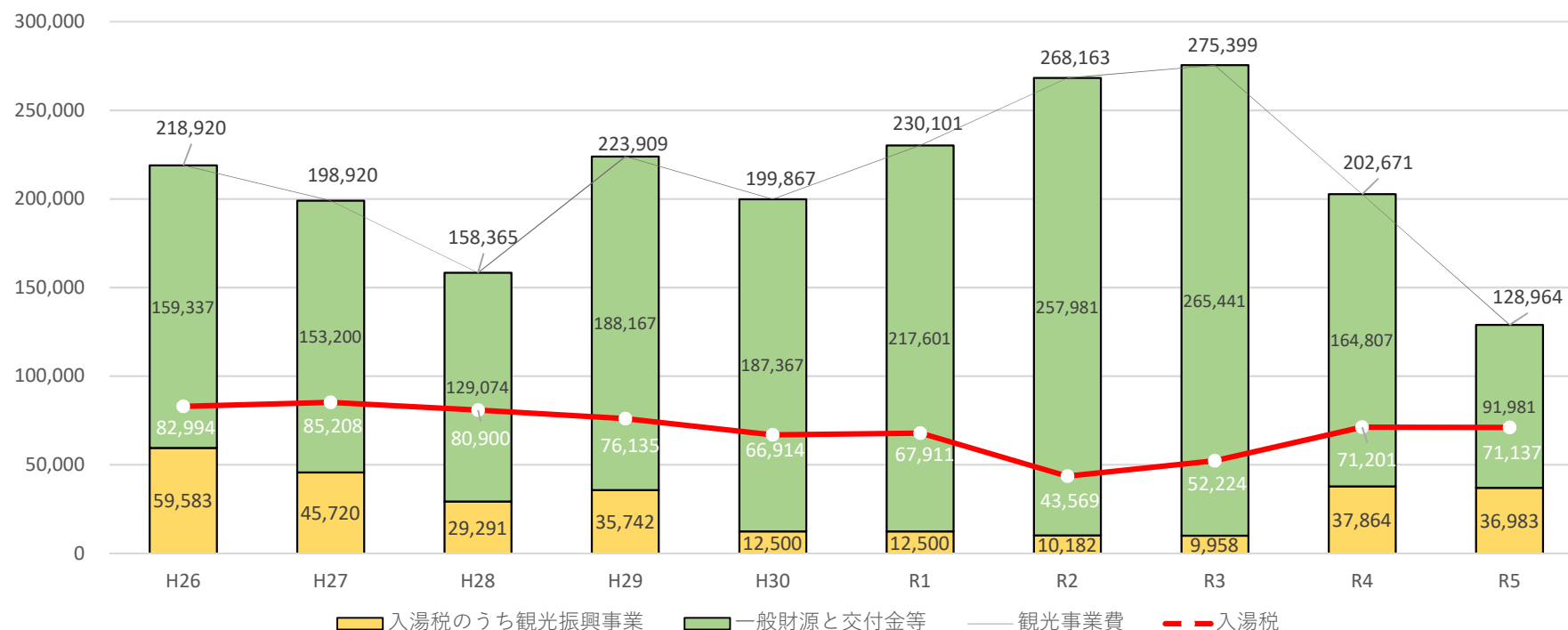
※観光振興には、花壇維持管理事業費が含まれます。

入湯税の使途について

(2) 観光予算と入湯税の比較

「鴨川市歳入歳出決算書」から引用

単位：千円



観光予算は特殊要因がなければ概ね130百万円程度

【増加要因】

平成26年度

平成27年度

平成28～令和3年度

令和2～4年度

観光街路灯建設事業費補助

県観光事業（観光バス事業等）、観光看板、トイレ設置改修

地方創生推進交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

観光ビジョンの策定

鴨川市が目指すべき方向性、実現するための施策を官民連携で模索し、実現していくために「観光振興検討委員会」の答申受領後、下記の附属機関を設置することを検討する。

ビジョンの策定に当たっては、ビッグデータを活用したマーケティング調査結果を基に検討する。

附属機関（案）

名 称	（仮）観光振興審議会
会 議 内 容	①鴨川市が目指す観光ビジョンの策定 ②観光ビジョン実現のために必要な施策 ③各団体の役割について 等
委 員 選 定	観光業は裾野が広いため、幅広い分野から委員を選定する
ビジョン策定後	施策の検討、効果検証を実施するため、年2～3回程度会議を開催する

観光ビジョンの策定

ビジョンイメージ

既に市やDMOが定めた計画やコンセプトがあることから、これらを活用し、新たなビジョンを策定する。

ただし、策定から時間が経過したものもあるため、その内容を精査する。

新たなビジョンの策定と同時並行で、取組むべき具体的施策を検討していく。

当面の取組は、前原横渚海岸周辺を中心とすることを想定しているが、順次、エリアやコンセプトごとにビジョンを検討していく。

種 類	主 体	名 称
計画・ビジョン	市	鴨川市総合計画 前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画 鴨川市海辺のグランドデザイン
コンセプト	DMO	心と体が満たされる癒しのリゾート鴨川

観光目標（イメージ）

観光ターゲット	観光消費額	観光入込客	宿泊客数
---------	-------	-------	------

観光ビジョンの策定

ビジョンと同時並行で検討する具体的施策

①DMOの強化支援

観光振興に特化した専門人材の雇用

例) SNSプロモーション人材 観光マーケティング人材

②宿泊者向け施策

宿泊者の目に見えて還元できる事業

例) 宿泊者のみが参加できるキャンペーン 教育旅行の補助

観光・宿泊促進キャンペーンの実施（OTA等を活用した誘客事業の実施）

③宿泊事業者向け施策

千葉県宿泊税使途のうち、事業者への直接支援（32.5億円）の内容が本市の実態に即していない場合、必要に応じて事業者への支援を検討する

④観光イベントの拡充

観光客誘致イベントの拡充、新規開催、過去イベントの復活

⑤観光インフラの整備

観光拠点の整備

観光振興基金の設置

複数年度にわたる事業、数年に一度の大規模事業の実施を可能とするため、「（仮）観光振興基金」の設置を検討する。

基金の活用により、単年度決算にとらわれない事業実施が可能となる。

基金源資	・千葉県宿泊税の交付金 ・鴨川市宿泊税（市が導入した場合）
使途	鴨川市の観光振興に資する事業 ※前述の「（仮）観光振興審議会」で協議した内容を基に決定することを検討
使途イメージ	・観光インフラの整備 ・数年に1度の大規模キャンペーン

既存事業の見直し

厳しい財政状況の中、時流に合致しない事業の縮小や廃止、方向性の検討を行うことで、歳入確保及び歳出削減を図る。

また、遊休資産の賃貸等の運用を検討することで、資産の有効活用を行う。

事業名	方向性
海水浴場運営事業	入込客数に基づく費用対効果の検証による廃止・縮小の検討
観光街路灯維持管理事業	LED街路灯への更新、防犯灯への切替の検討
市営駐車場維持管理事業	市営駐車場有料化の検討
オーシャンパーク管理運営事業	抜本的な施設改修等を含む将来的な施設の在り方の検討
その他	旧鴨川市市民会館跡地の活用 太海フラワー磯釣りセンターの活用 学校跡地の活用 等

宿泊税制度について

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和 7 年 5 月 2 7 日

1 鴨川市における宿泊税の課税要件（案）

鴨川市（案）

基本方針 事業者負担軽減のため千葉県宿泊税制度と同一の制度とする

課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき50円・100円・150円いずれかの一律定額制
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者及び宿泊税の徴収について便宜を有する者
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う

1 鴨川市における宿泊税の課税要件（案）

（1）税率

税率は一律定額制とする

〈千葉県考え方〉

宿泊者から徴収を行っていただく宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素な税制である一律定額制を採用。

（2）免税点

設定しない

〈千葉県考え方〉

免税点を設定した場合には、宿泊料金は曜日や季節等により変動することから、徴収事務が煩雑となるため、簡素な制度とし、事務負担を軽減する。

1 鴨川市における宿泊税の課税要件（案）

（3）課税免除

条約に基づく外国大使等の任務遂行に伴う宿泊のみとする

〈千葉県の考え方〉

外国大使等（大使・公使・大使館員等）の任務遂行に伴う宿泊は、国家間の外交特権を規定している国際条約（ウィーン条約）を日本が批准している観点から、外国大使等との取引に係る消費税の免税の取扱いに準じて宿泊税の課税を免除することとしていることから、千葉県同様に課税免除の対象とする。

その他の課税免除対象者は、簡素な制度設計とすることで事業者の負担を軽減するために設定しないこととする。

（4）特別徴収義務者

宿泊事業者に特別徴収義務者となっていただく

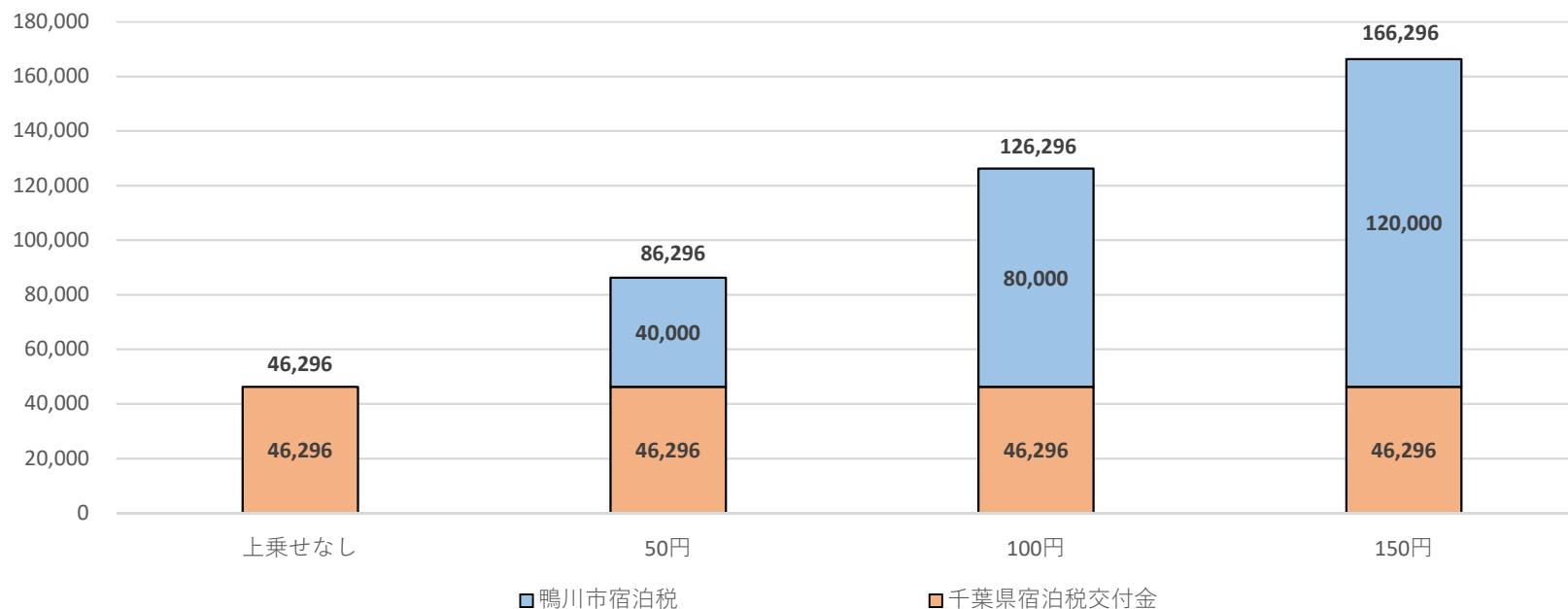
〈千葉県の考え方〉

市が宿泊者から直接徴収することが困難なため、先行して宿泊税を導入している自治体と同様に、特別徴収義務者による特別徴収とする。

1 鴨川市における宿泊税の課税要件（案）

宿泊税 税額イメージ

単位：千円



千葉県宿泊税の交付金額は、令和4年の観光入込客、宿泊者数に基づき、千葉県が試算した数値。

鴨川市宿泊税額は、「上乗せ税額 × 宿泊者 800,000人」で算出。

2 千葉県のスケジュール

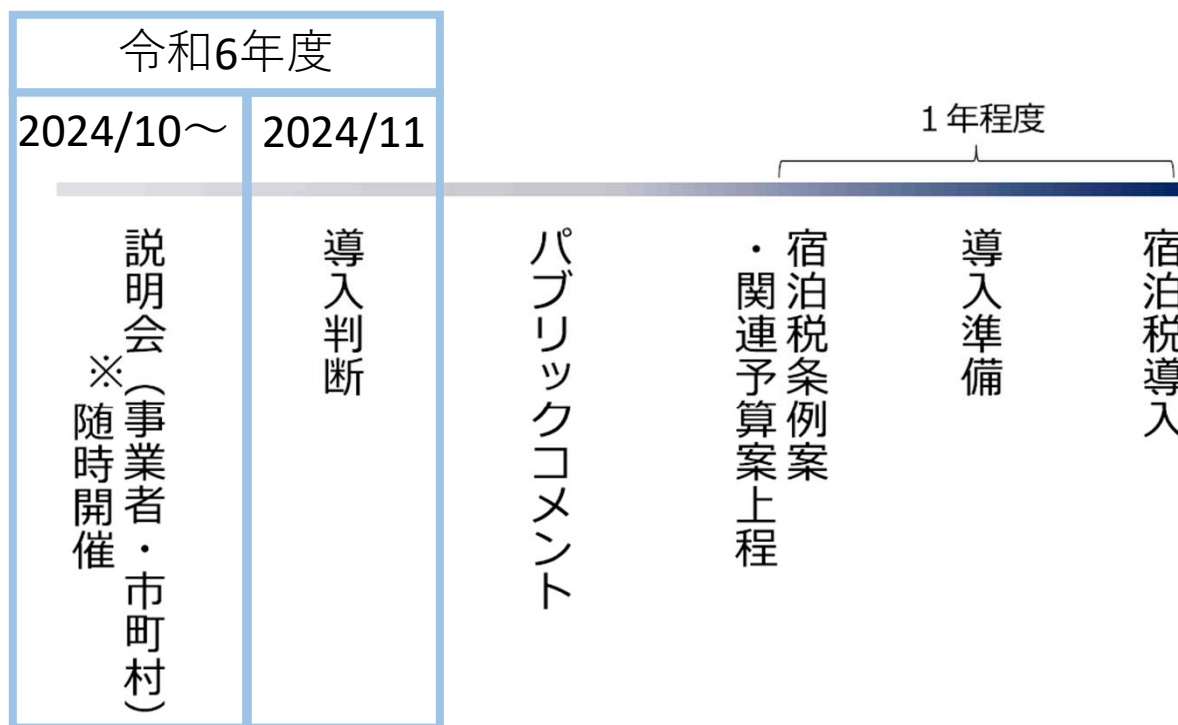
千葉県宿泊税の導入スケジュール

7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

CHIBA

今後のスケジュール

※他の自治体を参考とした場合のモデルケース



3 鴨川市のスケジュール

鴨川市が宿泊税を導入する場合のスケジュール

令和7年7月 第4回 観光振興検討委員会

令和7年9月 第5回 観光振興検討委員会

令和7年9月 答申受領・導入判断

令和7年中 パブリックコメント

令和7年中 条例案の作成

令和7年度中 市議会に条例案提出

令和7年度中 総務省協議開始（6か月程度）

千葉県と同時 課税開始

事業者説明会

附属機関設置条例の一部改正案・
基金条例案の作成
市議会提出

承認後審議会の開催